

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更

(2022年1月17日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
第3条 (自己責任およびリスクの確認)	第3条 (自己責任およびリスクの確認)
(省 略)	(現行どおり)
2 お客様は、次の各号に掲げる内容を十分把握し、承諾したうえで本取引を行うものとします。	2 お客様は、次の各号に掲げる内容を十分把握し、承諾したうえで本取引を行うものとします。
<p>(1) 本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、証拠金預託額を上回るおそれがあること。なお、証拠金預託額を上回る損失が発生した場合、お客様は、損失額と証拠金預託額の差額を、ただちに当社に支払うものとします。</p>	<p>(1) 本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、証拠金額を上回るおそれがあること。なお、証拠金額を上回る損失が発生した場合、お客様は、損失額と証拠金額の差額を、ただちに当社に支払うものとします。</p>
(省 略)	(現行どおり)
第4条 (定 義)	第4条 (定義)
(省 略)	(現行どおり)
12 本取引における「ストーリーミング注文」とは、取引システム画面上に提示されるリアルタイムの値動きを見ながら、その時の価格で発注する注文手法です。	12 本取引における「ストーリーミング注文」とは、取引システム画面上に提示される値動きを見ながら、その時の価格で発注する注文手法です。
13 本取引における「If Done 注文」とは、ある注文が成立した際に、初めて有効となる注文をセットで発注する注文手法です。	13 本取引における「If Done 注文」とは、新規取引注文が成立した際に、初めて有効となる決済注文をセットで発注する注文手法です。
<p>14 本取引における「If Done OCO 注文」とは、「If Done 注文」と「OCO 注文」を組合せたセットの注文手法です。ある注文と同時に、その注文が成立した際に初めて有効となる注文をOCO 注文の形であらかじめ発注することができます。例えば買注文を指値で発注し、その買指値注文が約定した際に有効となる売指値注文と、売トリガ注文をOCO 注文の形であらかじめ同時に発注しておくことができます。</p>	<p>14 本取引における「If Done OCO 注文」とは、「If Done 注文」と「OCO 注文」を組合せたセットの注文手法です。新規取引注文と同時に、新規取引注文が成立した際に初めて有効となる注文をOCO 注文の形であらかじめ発注することができます。例えば買指値注文を発注し、その買指値注文が約定した際に有効となる売指値注文と、売トリガ注文をOCO 注文の形であらかじめ同時に発注しておくことができます。</p>
(省 略)	(現行どおり)
22 本取引における「発注可能額」とは、有効証拠金額のうち、新規の注文に使うことができる金額をいいます。	22 本取引における「発注可能額」とは、新規の注文に使うことができる金額をいいます。

現 行	改正後
<p>(省 略)</p> <p>24 本取引における「必要証拠金」とは、保有している建玉を維持するために必要な証拠金の額をいいます。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>24 本取引における「必要証拠金」とは、保有している建玉を維持するために<u>最低限</u>必要な証拠金の額をいいます。</p>
<p>(省 略)</p> <p>32 本取引における「全決済注文」とは、保有している全ての建玉をまとめて成行決済する注文です。発注するとそれまでに出していた未約定の注文は、<u>すべて</u>取り消されます。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>32 本取引における「全決済注文」とは、保有している全ての建玉をまとめて成行決済する注文です。発注するとそれまでに出していた未約定の<u>決済注文</u>は、<u>全</u>て取り消されます。</p>
<p>(省 略)</p> <p>3 当社は、満年齢が<u>81</u>歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>3 当社は、満年齢が <u>75</u>歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。</p>
<p>(省 略)</p> <p>第6条（取引の名義） 本取引の利用にあたって、お客様は<u>正真</u>の住所および氏名を<u>使用</u>するものとし、以下に定める事項を遵守するものとします。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第6条（取引の名義） 本取引の利用にあたって、お客様は<u>公的証書</u>と相違ない住所および氏名を<u>登録</u>するものとし、以下に定める事項を遵守するものとします。</p>
<p>(省 略)</p> <p>第21条（取引の制限等・禁止行為）</p> <p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第21条（取引の制限等・禁止行為）</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>2 取引経験、資産状況に照らして過大な取引と判断した場合は、お客様に連絡のうえ、<u>新規建玉</u>を制限する場合があります。</p>	<p>2 取引経験、資産状況に照らして過大な取引と判断した場合は、お客様に連絡のうえ、<u>新規取引</u>を制限する場合があります。</p>
<p>第27条（免責事項）</p> <p>(省 略)</p> <p>(12) システム障害等により発生した事故について、当社が訂正売買等の事故処理を行った結果、お客様に</p>	<p>第27条（免責事項）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(12) システム障害等により発生した事故について、当社が訂正売買等の事故処理を行った結果、お客様に</p>

現 行	改正後
<p data-bbox="67 129 810 255">意図しない決済損益が発生したことにより、お客様が想定していなかった課税所得が発生<u>もしくは発生しなくなった</u>場合。</p> <p data-bbox="379 309 497 344">(省 略)</p> <p data-bbox="67 398 810 613">第30条（差引計算） お客様が、<u>前条</u>第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合、当社は、お客様の当社に対する債権および債務について、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p data-bbox="338 667 539 703">(以下、省 略)</p> <p data-bbox="67 757 810 837">附則 本規定は、<u>2021年9月27日</u>より施行する。</p> <p data-bbox="596 896 810 931"><u>2021年9月27日</u></p>	<p data-bbox="810 129 1520 210">意図しない決済損益が発生したことにより、お客様が想定していなかった課税所得が発生した場合。</p> <p data-bbox="1082 309 1257 344">(現行どおり)</p> <p data-bbox="810 398 1520 613">第30条（差引計算） お客様が、<u>第28条</u>第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合、当社は、お客様の当社に対する債権および債務について、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p data-bbox="1040 667 1305 703">(以下、現行どおり)</p> <p data-bbox="810 757 1520 837">附則 本規定は、<u>2022年1月17日</u>より施行する。</p> <p data-bbox="1337 896 1520 931"><u>2022年1月17日</u></p>